重要事項説明書

【訪問介護事業所名】

訪問介護「わかば」

秋田県由利本荘市川口家妻 34-1 電話 0184 (74) 5207 事業者名 池田ライフサポート&システム株式会社

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業(訪問型独自サービス)契約書別紙(兼重要事項説明書)

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	池田ライフサポート&システム株式会社		
所在地	秋田県由利本荘市川口字八幡前261		
代表者(職名・氏名)	代表取締役 池田 壮亮		
電 話 番 号	0184-74-5207		

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問介護「わかば」
サービスの種類	第1号訪問事業(訪問型独自サービス)
事業所の所在地	〒015-0051 由利本荘市川口家妻34-1
電 話 番 号	0184-74-5207
管理者の氏名	佐藤 園子
事業の実施地域	由利本荘市、にかほ市

3. 事業の目的と運営の方針

	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、
古光の口が	可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう,
事業の目的	生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごす
	ことができるよう、第1号訪問事業を提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法そ
	の他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業
運営の方針	者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、
連番のカッ	利用者が要支援状態となることの予防,要支援状態の維持若しくは改
	善又は要介護状態となることの予防のため, 適切なサービスの提供に
	努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業は、従事者が利用者のお宅を訪問し、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には, サービスの内容により, 以下の区分に分けられます。

生活援助	家事を行うことが困難な者に対して、家事の援助を行います。
生	例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

5. 営業日時

	年中無休 ただし,年末年始(12月31日から1月1日)を除きます。 元旦については事前にご相談下さい。
営業時間	午前6時から午後9時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 8人, 非常勤 1人
初任者研修修了者(ヘルパー2級)	常勤 1人, 非常勤 2人
実務者研修修了者	常勤 0人, 非常勤 0人

7. 管理者・サービス提供責任者及び訪問事業責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者(訪問事業責任者)は下記のとおりです。 サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し 出ください。

管理者の氏名	佐藤 園子
サービス提供責任者 (訪問事業責任者) の氏名	安倍 彰 斎藤 則子 佐藤 園子 村山 美夢

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割、または3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業(独自サービス)の利用料

総合事業料金表

		1割負担	2割負担	3割負担
標準的な内容の訪	287単位/1回	287円	574円	861円
問型サービス				
生活援助が中心で	179単位/1回	179円	358円	537円
ある場合(20分以				
上45分未満)				
短時間の身体介護	163単位/1回	163円	326円	489円
が中心である場合				
1か月の提供単位	3,727単位/月	3,727円	7,454円	11, 181円
数が所定単位を超				
えた場合				

加算等

78. J. 13	加算内容		1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービ	(1)初めて訪	200 単位	200 円	400 円	600 円
ス初回加算	問介護事業所				
	を利用する場				
	合				
	(2)過去2				
	か月に当該訪				
	問介護事業所				
	から訪問介護				
	サービスを利				
	用していなか				
	った場合		1.37 o 1 thi	Lan o o thi	1.=1 0 0 th
特定事業所加	サービス提供		左記の1割	左記の2割	左記の3割
算Ⅱ	責任者の要件	の 10%			
	が3年以上の介護業務の実				
	別暖果傷の美 務経験を有す				
	る介護福祉士				
	である。				
介護職員処遇		所定の単位	左記の1割	左記の2割	左記の3割
改善加算 I		の 24.5%			
		F / O			

高齢者虐待防	基準型		
止措置実施の			
有無			

(2)キャンセル料

サービス提供の12時間前までに 連絡がない場合	利用料(またはサービス費用)の50%を請求します。
サービス提供の12時間~24時間前までの間に連絡があった場合	利用料(またはサービス費用)の25%を請求します。
サービス提供の24時間前までに 連絡があった場合	キャンセル料は不要です。

(3)支払い方法

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
	サービスを利用した月の翌月の15日か月末(祝休日の場合は直前の平
口座引き落とし	日)に、郵便局またはご指定の銀行口座から引き落としします。
	サービスを利用した月の翌月の月末(祝休日の場合は直前の平日)ま
銀行振り込み	でに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。
	秋田銀行 本荘支店 普通口座 66564

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変,その他の緊急事態が生じたときは,速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等,必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名(利用者との続柄)	
	電話番号	
(家族等)		

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の 地域包括支援センター(又は介護支援専門員)へ連絡を行うとともに、必要な措 置を講じます。

また、お客様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発した場

合は、速やかに損害賠償いたします。なお、当事業所は東京海上日動火災保険会 社と損害賠償保険契約を結んでおります。

11. 苦情相談窓口

(1)サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

電話番号 0184-74-5207

事業所相談窓口 面接場所 当事業所の相談室

苦情受付時間 月曜日から金曜日 8:30から17:30

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることが出来 ます。

由利本荘市長寿生きがい課介護班	0184-24-3347
中央地域包括支援センター	0184-24-6324
にかほ市長寿支援課介護保険班	0184-32-3042
にかほ市地域包括支援センター	0184-32-3045
秋田県運営適正化委員会	018-864-2726
秋田県国民健康保険団体連合会	018-883-1550

12. サービスの第三者評価の実施状況

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価 を行っています。

実施の有無	無し
-------	----

13. 秘密の保持について

利用者及びその家族に関する秘密の保持	(1) 従業者は業務上知り得た利用者又
について	はその家族の秘密を保持する義務
	を負います。
	(2) 従業者であったものは、従業者で
	無くなった後においても、引き続
	き前項に規定する義務を負いま
	す。

14. 虐待の防止について

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなけ ればならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等 を活用して行うことが出来るものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果 について、訪問介護員等に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実 施するものとする。
 - (4) 前(3) に規定する措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

I	
上ははけんに関わりまけま	<i>Γ</i> (<i>Γ</i> − Γ)

事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

15. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を 講じなければならない。

事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16. 衛生管理等

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)を概ね6か月に1回 以上開催するとともに、その結果について報恩介護員等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

17. ハラスメントについて

事業所は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった訪問介護員の心身に 悪影響を与える。下記のような行為があった場合、状況によっては重要事項説明書 に基づき介護サービスの提供を停止させて頂く場合がある。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定のヘルパーに嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、ヘルパーや事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の、 その他行為

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、従事者は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理,金銭の貸借など,金銭に関する取扱い

- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(又は介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。
 - (4) 成年後見制度の利用を支援しています。
 - (5) 苦情解決体制を整備しています。
 - (6) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
 - (7) 従業員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地秋田県由利本荘市川口字八幡前261

事業者(法人)名 池田ライフサポート&システム(株)

代表者職・氏名 代表取締役 池田 壮亮

事業所名 訪問介護「わかば」

説明者職・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け同意し交付を受けました。 また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

囙

印

署名代行者(又は法定代理人)

住 所

本人との続柄

氏 名

印